

## 近江八幡市工事成績評定値の通知及び公開に関する要綱

平成22年3月21日

告示第273号

### (目的)

第1条 この要綱は、近江八幡市が実施する建設工事等の工事成績評定値の通知及び公開に関する事項を定め、公共工事の適正な履行の確保、給付の完了の確認及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定値の通知の対象となる工事は、近江八幡市工事検査規程(平成22年近江八幡市訓令第66号。以下「工事検査規定」という。)第3条第1項に規定された工事とする。

### (評定値の通知)

第3条 市長は、近江八幡市請負工事成績評定基準(平成22年近江八幡市訓令第67号。以下「評定基準」という。)により評定を行った後、当該工事の受注者に工事検査報告書及び工事成績評定書を通知するものとする。

2 前項の規定は、第8条による工事成績評定書の再評価を行った場合に準用する。

### (説明請求)

第4条 受注者は、第3条の通知を受けた日から7日以内に、管財契約課長に評定の内容について、説明を求めることができる。

### (説明請求に対する回答)

第5条 管財契約課長は、前条に基づく説明を求められた場合、7日以内に回答するものとする。

### (不服の申出)

第6条 受注者は、前条の回答結果に不服がある場合、当該回答を受けた日から7日以内に、別記様式第1号により市長に評定の内容について不服を申し出ることができる。

### (不服の申出に対する処置)

第7条 市長は、不服の申出を受けた場合、近江八幡市入札監視委員会設置要綱(平成22年近江八幡市告示第271号)に定める近江八幡市入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に対し意見を求めるものとする。

2 市長は、不服の申出を行った者に対し、入札監視委員会の意見を踏まえ、入札監視委員会から意見を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

### (評定の再評価)

第8条 管財契約課長は、入札監視委員会の意見に基づき評定の再評価を行う必要が生じ

た場合は、担当監督員及び担当検査員に指示するものとする。

- 2 市長は、再評価の結果について、別記様式第2号により各入札監視委員会委員に了承を得たうえ、入札監視委員会の意見が出された日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- 3 再評価結果に対する不服の再申出は、認めないものとする。

(公開の内容)

第9条 公開の内容は、工事名、工事場所、受注者、請負金額及び工事成績評定値とする。

(公開の方法)

- 第10条 公開の方法は、別記様式第3号により近江八幡市情報公開コーナー及び市役所ホームページにおいて公開するものとする。
- 2 公開日は、第3条の工事については通知した翌月の月末(ただし、土、日及び祝日は除く。)とする。
  - 3 第4条及び第6条に該当する場合は、それぞれの事務手続終了後、速やかに公開する。

(公開の期間)

第11条 公開の期間は、公開日の属する年度の翌年度5月末日までとする。この場合において、公開の期間が30日に満たないものについては、公開日から30日間とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市工事成績評定値の通知及び公開に関する要綱(平成18年近江八幡市告示第157号)の規定によりなされた手続き、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成24年告示第150号)

(施行期日)

- 1 この要綱は告示の日から施行する。
- 2 近江八幡市工事成績評定値審議会設置要綱(平成22年近江八幡市告示第274号)は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市工事成績評定値の通知及び公開に関する要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

別記様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(発注者)

近江八幡市

近江八幡市長

様

受注者

印

工事成績評定値の不服申出について

年 月 日付け工事検査結果報告書及び工事成績評定値について、下記のとおり不服の申出をします。

工 事 名	
請 負 金 額	
工 期	
不 服 申 出 内 容	



別記様式第3号(第10条第1項関係)

請負工事成績評定一覧表 ( 月完了分 )	優	90～100
	良上	80～89.9
	良	70～79.9
	可上	60～69.9
	可	60.0未満

工 事 名	工 事 場 所	受 注 者	請 負 金 額	評 定 値
	近江八幡市 町			

公開されている評定点については、近江八幡市請負工事成績評定基準に基づいて当該請負契約のみを独自に評価したものであり、請負業者の社会的な評価を示すものではありません。今後とも皆様のご理解をお願いいたします。